

第 13 回 議会改革調査検討特別委員会

平成 31 年 2 月 21 日(木)

15 時 45 分～16 時 14 分

第 4 委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団・委員外議員】 川神議長

【事務局】 小川局長 篠原書記 新開書記 鎌原書記

議題

1 政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について

(1) 条例の一部改正について

資料 1

【別添資料 1 により説明】

(2) 条例施行規則の一部改正について

資料 2

【別添資料 2 により説明】

(3) 細則の一部改正について

資料 3

【別添資料 3 により説明】

2 その他

行政視察における公用車使用について

次回開催日・検討テーマについては、正副委員長と事務局で協議の上、改めて通知する。

○次回開催 月 日 () 時 分 第 4 委員会室

【詳細は会議録のとおり】

(開議 15時45分)

【会議録】

西田委員長

只今から第13回議会改革調査検討特別委員会を始める。今日の議題は政務活動費の交付に関する条例等の一部改正ということで、先般皆さまにお諮りしていただいた方向性がある程度決まってきたので、条例改正に関して事務局で検討していただいた。今回はそれを皆さまにお諮りして、色んなご意見をいただいて、最終的にこれで行こうとなれば議会運営委員会にお送りし、今定例会最終日には条例提案させていただこうと思っている。

議題1 政務活動費の交付に関する条例等の一部改正について

(1) 条例の一部改正について

(2) 条例施行規則の一部改正について

(3) 細則の一部改正について

西田委員長

(1)から(3)まで、事務局から説明をお願いします。

篠原次長

(以下、資料1をもとに説明)

野藤委員

提出して事務局でコピーを取って原本は戻ってくるのか。

牛尾副委員長

違う、全部出すということだ。

鎌原書記

一応原本を出してもらい、うちで持っておく。監査の指摘では、個人事業主さんはそれを確定申告にも二重に提出する可能性がないとも限らないから、うちで管理するために原本の提出を求めるようにとのことなので、このたび改正させてもらった。

篠原次長

(以下、資料2、3をもとに説明)

西田委員長

事務局も監査と相談されながら条例改正について骨折りされた。この改正案について何か委員からご意見があれば伺う。笹田委員。

笹田委員

改正までの流れだが、政務活動費交付申請書で同じ手続きをしないとイケないのか。10万円お願いと出して出せるのか。

鎌原書記

改正後の年度初めに、交付申請書に10万円くださいと出していただければ。これは出していただく必要がある。

笹田委員

返さなくて良いだけになるのか。

鎌原書記

はい。

西田委員長

最後だから返還する諸々がなくなる。

笹田委員

僕からすると要った時に申請すれば良いと思った。わざわざ手間だろう。

篠原次長

ここは今までも……。

小川局長

交付申請書であって請求書ではないから。補助金と同じ考え方なので、交付申請がないと交付できない。

笹田議員

議会全体としてまとめてできないのか。

小川局長

それは……。

笹田委員

他の議会では会派に交付している場合もある。今の案だと事務局の手

間がかかる。

牛尾副委員長 例えば半期ごとにしなければいけない、僕らの作業が今以上にややこしくなる。

鎌原書記 今はこの資料で説明させて欲しい。
(以下、参考資料をもとに説明)

西田委員長 澁谷委員。
澁谷委員 一括後払いだったのを前回の会議で、便宜を図ってもらって2回にしているのだから、1年間は事務局案をやってみて問題があれば変えていこう。やる前から色々言えば何度も協議が必要になる。

田畑委員 結局交付申請書を出さないとお金が入ってこない。精算してもらった後に入ってくる。急ぐ人は9月末で閉めていただければ、その分については10月20日までには報告して入ってくると。

篠原次長 そういう方は2回しないといけないが。
笹田委員 仮に、最初に申請して使わなければどうなるか。何も出さなくて良いのか。
(「はい」という声あり)

牛尾副委員長 1年間の立て替えだとちょっと厳しいという声があったから、半期に1回くらいはということになったんだから。

澁谷委員 やってみよう。問題があれば変えれば良い。
西田委員長 よろしいか。
(「はい」という声あり)

西田委員長 では、事務局に一生懸命作ってもらったので、このままの状態でも条例改正案を議運に報告させてもらって良いか。
(「はい」という声あり)

西田委員長 では、あとは議運でお願いします。

議題2 その他

西田委員長 議題は終わったが、その他で皆さんから何かあるか。笹田委員。
笹田委員 1つこの委員会で議論して欲しい。先般、産業建設委員会で視察に行った。何かルール違反だと言われて視察先に遠回りして行った。ルール等何も知らないのだから。例えば、これだけの予算で公用車を使ってもいいよというルールがあり、それがかまわないのであれば全部使っても良いのだが、近くだと簡単に行く方法があってもそれは駄目だと鎌原さんに言われて、違う方法で経費をたくさんかけて行った。

鎌原書記 言われるのは、常任委員会の視察は公共交通機関を使って行くのがルールだとして今まで来ていたので、近場なら公用車で行った方が良いのではと提案した。

西田委員長 そういったことも今度また議題にして話をしよう。
牛尾副委員長 今の話は、公用車を使って行けるような所は公用車を使った方がコストが掛からないという意味か。

(「はい」という声あり)

牛尾副委員長

今でも常任委員会は、広島駅まで送ってくれとか、空港へ送ってくれとかしている。それは問題ないのか。

澁谷委員

管財職員の関係とか、色々あるのでは。

西田委員長

その時の状況にもよるのかもしれない。

牛尾副委員長

忙しいから車の配車ができないのかもわからないが。具体的に、例えばこの1年でそういうことを指摘された事案があるのか。

田畑委員

どこに行ったのか。

笹田委員

西栗倉。広島まで公用バスで行って、新幹線で岡山まで行って、タクシーでお金かけて行って。

(「中国道で行って…」 との声あり)

澁谷委員

産業建設で。

野藤委員

西栗倉へ行くのに岡山へ上がったんだね。

牛尾副委員長

西栗倉へ行くのに交通機関がないから。チャーターして行ったじゃない。全部行くのは難しいから広島駅まではバスで行った。それはルール上間違っていないのだろう。

鎌原書記

ルール上間違っていない。

牛尾副委員長

ルール上間違っていないけど、市の公用バスで西栗倉はまっすぐ行けば安上がりだ。ただ常任委員会ではそういう使い方をしないから、そのようにやったのだろう。

澁谷委員

常任委員会で13万円あるのと、特別委員会のお金の使い方と一緒にしてはいけない。

笹田委員

だからそこを議論して欲しいと言っている。経費削減のためなら、そちらのが近いならバスで行った方が良いのではないかと思ったのだ。

西田委員長

そういう項目も今度議題に上げるかどうか、また検討したいと思う。

西川委員

明文化されているルールがあるのか。

笹田委員

ない。

小川局長

視察の申し合わせの中で、特別委員会は市のマイクロバスを使って1泊2日で行ける範囲内という決まりがある。翻って常任委員会はマイクロバスの使用はない、という取り方をしていたのだが、確かに言われることも分かる。経費削減になるなら検討してもらえば良い。

澁谷委員

特別委員会もマイクロバスではなく、ちゃんとした予算を付けてもらわなければならない。

西田委員長

議会活動として色んな活動がやりやすいように、議会改革特別委員会でも検討するのは当然だ。また今度議題に上げる。

牛尾副委員長

もともとお金がないから特別委員会は公用車を使って行かせてもらおうということでスタートしたもの。それがだんだん年数が経っていくと、そこまで言うのは違うような気がする。

澁谷委員

雑談になるが、北海道に行くのにパックを使うと安くなるから駄目だと、昔は何年もパックはダメだと言われていた。

西田委員長	今はそれは改革してパックや早割で取れば安くなるから、その分色々な委員会費も削減される。具体的に良い方に変えることはできる。
小川局長	あまり近場ばかりやって、委員会でマイクロバスを何度も利用するとなると、乗務員も4人しかいないので回すのが大変になる。
笹田委員	言いたいのは、遠かろうが近かろうが見たい所を見ないといけない。それが近くならマイクロでも良いのではないかという話。近場ばかりではないので。
西田委員長 牛尾副委員長	ある程度事前に計画が分かれば管財とも相談できるだろうし。 この間、西栗倉村へ行く時にJRを降りたら、チャーターするなら4万円だと言われてびっくりして。だからその都度呼ぶから来てほしいと言ったら1万円で終わった。
笹田委員 田畑委員 西田委員長	何か移動が多かったから公用車の方でも良かったなあという話をした。 行く時には管財との調整をして……相手があることだから。 ではそういうことも含めて。また委員会で検討をさせて欲しい。他に。 (「なし」という声あり)
西田委員長 篠原次長	ないなら、以上をもって議会改革調査検討特別委員会を……。 次回はどうか。今の話もだが、他にも今度はどういうことを検討するかというのもあるので、また正副委員長と事務局とで調整してご案内する形でよろしければ。
西田委員長	では、正副委員長と事務局とで相談させていただき、3月末までには次回開催するというので、また調整させて欲しい。よろしいか。 (「はい」という声あり)
西田委員長	では以上をもって特別委員会を終了する。

(閉議 16時 14分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革調査検討特別委員会 委員長 西田 清久 ㊟